

地方分権改革のこれまでの経緯

◆ 経 緯

I118	I119	H20		H21		H23		H25		H26	H27		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5		R6	
12月	4月	5月	12月	10月	11月	4月	8月	3月	6月	5月	1月	6月	5月	4月	6月	6月	6月	5月	5月	5月	12月	1月	6月
地方分権改革推進法成立	地方分権改革推進委員会発足	第1次勧告	第2次勧告	第3次勧告	第4次勧告	第1次一括法成立	第2次一括法成立	地方分権改革推進本部発足	第3次一括法成立	第4次一括法成立	地方分権改革に関する提案の募集	第5次一括法成立	第6次一括法成立	第7次一括法成立	第8次一括法成立	第9次一括法成立	第10次一括法成立	第11次一括法成立	第12次一括法成立	第13次一括法成立	地方からの提案に対する対応方針	地方分権改革に関する提案の募集	第14次一括法成立

【委員会勧告方式】

地方分権推進委員会の勧告に基づく国主導の地方分権

【提案募集方式】

地方の提案に基づくボトムアップ型の地方分権改革

提案募集方式の概要・特色

◆ 概 要

地方公共団体等

「事務・権限の移譲」、「義務付け・枠付けの見直し」等について、具体的支障事例や制度改正による効果とあわせて提案

事前相談・提案

関係府省回答

関係府省回答に対する見解

提案内容、各種回答、調整結果は、内閣府のホームページで公表

政 府

・内閣府が実現に向けて関係府省と調整

・重要と考えられる提案については、地方分権改革有識者会議又は提案募集検討専門部会で集中的に調査・審議

◆ 特 色

- ① 従来型の事務局、地方6団体、学識経験者による項目選定によっては取り上げることのできなかった、義務付け・枠付けの廃止・縮減、障害項目について提案
- ② 具体的な支障の指摘を伴った説得力ある提案
- ③ 制度改正につながらなくとも、実際の支障に即した解決策を見出すことにつながる提案
- ④ 手挙げ方式の活用による権限移譲

提案募集方式のこれまでの実績

◆ 対応状況

年	提案件数	内閣府と関係省庁で調整を行った提案					
		提案趣旨を踏まえ対応（A）	現行規定で対応可（B）	小 計 （C=A+B）	実現できなかったもの（D）	合 計 （E=C+D）	実現・対応の割合（C÷E）
H26	953件	263件	78件	341件	194件	535件	63.7%
H27	334件	124件	42件	166件	62件	228件	72.8%
H28	303件	116件	34件	150件	46件	196件	76.5%
H29	311件	157件	29件	186件	21件	207件	89.9%
H30	319件	145件	23件	168件	20件	188件	89.4%
R元	301件	140件	20件	160件	18件	178件	89.9%
R2	259件	142件	15件	157件	11件	168件	93.5%
R3	220件	145件	2件	147件	13件	160件	91.9%
R4	291件	198件	15件	213件	22件	235件	90.6%
R5	230件	146件	9件	155件	21件	176件	88.1%
計	3,521件	1,576件	267件	1,843件	428件	2,271件	81.2%

本県の提案に対する国の対応状況

【令和6年】 ※国において協議中(12月中に対応を閣議決定予定)

《R6.10末現在》

No	項目名	提案内容	国の対応方針(案)
1	社会資本整備総合交付金システムによる申請手続等の改善	社会資本整備総合交付金システム(SCMS)について、各申請手続に係る入力に当たり、過去に入力したデータの反映やエラーチェック機能を備え、現時点の処理状況を申請一覧から確認できるよう改修を行うこと。 あわせて、マニュアルについても、事務手続の一連の流れを記載したフロー図を追加し、マニュアルの説明文にある添付資料の名称にイメージ図を追加するなど、改善を図ること。	【一部対応予定】 システムでの申請手続等の改善については、順次改修を進めているところ。作業効率の向上に資するエラーチェック機能等については、機能の充実化を進めてまいりたい。 完了実績報告業務における「事業費計」は、工事費等の合計額が自動入力される項目である。年度終了実績における事業費の合計額を完了実績総括表に反映する仕組みとしており、この完了実績総括表の額と完了事業箇所別精算額表の合計額との間で齟齬がないかエラーチェックを行っていることから、過去の情報を反映させることは適切でないと考えている。 また、「交付額」については、年度終了実績報告において入力しない情報であるため、過去の情報は反映させず、完了実績総括表の交付金額と完了事業箇所別精算額表の間でエラーチェックを行っている。 引き続き、地方公共団体の意見も踏まえつつ、システム・マニュアルの改善等に努めてまいりたい。
2	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱及び情報通信格差是正事業費補助金交付要綱に定める「取得財産」の見直し	同要綱に定める「財産処分」について、事務簡素化や機動的な工事着工のため、以下のいずれかの見直しを行う。 ①財産処分の対象となる取得財産を鉄塔のみとする等、交付要綱等で機械設備を処分制限財産としないよう整理する。 ②包括承認届出制度の対象を拡大し、通信事業者⇒市町への処分申請及び市町⇒県の処分申請についても、年に一度の届出で足りるよう見直しを行う。 ③取得財産の処分制限期間の見直し(短縮)を行う。	【一部対応予定】 携帯電話等エリア整備事業について、以下の対応を行いたい。 まず、「通信技術の進化により機器を更新する場合は対象外とする」というご要望について、対象外とすることは困難であるが、現在、直接補助事業者に対し、包括承認届出制度という手続き簡素化を交付要綱で認めているため、これを間接補助事業者に対しても対象拡大できるよう、定例の来年度予算執行に向けた交付要綱の改正のタイミング(1月頃から協議、4月頭の施行を目指す)に合わせ、財務省と協議を行う。 なお、包括承認届出制度の対象を間接補助事業者まで広げた場合、都道府県と市町村の関係において、市町村が行う財産処分について、市町村が都道府県に都度申請する必要はなく、各市町村の判断で、順次、通信事業者に財産処分の承認を行いつつ、都道府県に対しては、年に一度まとめて報告するのみで済むという手続き簡素化が実現できると考える。 また、その際、自治体によって取扱いが異なることにより事業者の混乱を生じないよう、標準的スキームを当課からの通知で示すなど工夫したい。 一方、処分制限期間については、財務省の「減価償却資産の耐用年数に関する省令」の規定より緩和した内容を独自に設定することは困難である。
3	農業共済事業の算定に使用する「農作物及び畑作物の10a当たり収穫量」の決定方法の見直し	都道府県知事が定める10a当たり収穫量について、細区分がない作物については、都道府県での決定作業を原則不要とすること。	【対応予定】 令和6年度中に農作物共済引受要綱、畑作物共済引受要綱及び果樹共済引受要綱の改正を行う。
4	登録有形文化財(建造物)における「維持の措置」に該当する範囲の明確化	登録有形文化財(建造物)における修理において、現状変更にあたらない「維持の措置」に該当する範囲を文化庁の方で明確に規定する。	【対応予定】 「登録有形文化財(建造物)の手引き2」の5、6ページ「維持の措置」について、新しくイラスト等を追加し内容の充実を図る。具体的な内容については、自治体とも相談しながら検討を進める。